

令和5年度 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（運営関係）

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
凡例	関連法令・通知等 12、13	(削除)	(略)	関係法令精査
凡例	項目番号	12 昭和26年3月29日法律第45号 「社会福祉法」 (略) 49 平成12年5月8日 法律第57号「土 砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律」	14 昭和26年3月29日法律第45号「社 会福祉法」 (略) 51 平成12年5月8日 法律第57号「土 砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律」	12、13削除による連番修正
2	2 基本方針及び組織 (2) 利用者の人権の擁護、虐待 の防止	【関係法令等】 (5) 令和5年3月27日子発0327第5号「保育士 による児童生徒性暴力等の防止等に関する基 本的な指針について」	(新設)	法令改正による追加
2	2 基本方針及び組織 (3) 個人情報保護	【関係法令等】 (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15 年法律第57号）第15条～第33条 (2) (削除)  (2) 個人情報の保護に関する法律について のガイドライン（通則編） (3) 保育所保育指針第1章1（5）ウ、第 4章1（2）イ	【関係法令等】 (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年 法律第57号）第15条～第31条 (2) <u>東京都個人情報の保護に関する条例（平 成2年東京都条例第113号）第27条</u> (3) 個人情報の保護に関する法律についての ガイドライン（通則編） (4) 保育所保育指針第1章1（5）ウ、第4 章1（2）イ	関係法令精査

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
5	2 基本方針及び組織 (14) 業務継続計画等	<p><b>【基本的考え方】</b> 1 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>&lt;参考&gt; 令和4年12月23日付厚生労働省事務連絡「児童福祉施設等における業務継続計画等について」 ・業務継続ガイドライン ・児童福祉施設等における業務継続計画（ひな形） ・研修動画（児童福祉施設に係るBCPについて） ・感染症対策マニュアル ・研修動画（児童福祉施設に係る感染症対策について）</p> <p><b>【観点】</b> 1 業務継続計画を策定し定期的に見直しを行っているか。</p> <p><b>【関係法令等】</b> (1) 都条例第11条第1項、第3項</p> <p><b>【評価事項】</b> (1) 業務継続計画の策定又は定期的な見直しを行っていない。</p> <p><b>【評価】</b> B</p>	(新設)	法令改正による追加

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
5	2 基本方針及び組織 (14) 業務継続計画等	<p>【基本的考え方】</p> <p>2 研修及び訓練の実施 (1) 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するように努めなければならない。</p> <p>【観点】</p> <p>2 定期的に研修・訓練を実施しているか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) 都条例第11条第2項</p> <p>【評価事項】</p> <p>(1) 業務継続計画について定期的に研修・訓練を実施していない。</p> <p>【評価】</p> <p>B</p>	(新設)	法令改正による追加
5	2 基本方針及び組織 (14) 業務継続計画等	<p>【基本的考え方】</p> <p>(2) 児童福祉施設は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するように努めなければならない。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) 都条例第12条第2項</p> <p>【評価事項】</p> <p>(1) 感染症及び食中毒の予防等について研修・訓練を実施していない。</p> <p>【評価】</p> <p>B</p>	(新設)	法令改正による追加

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
7	3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 (1) (略)</p> <p>※ 出生時育児休業（産後パパ育休）          養育する子について、休業を申し出ることにより、子の出生後、8週間以内に4週間以内の期間を定めてする休業。          ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申出があった日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな場合</li> <li>・ 1週間の所定労働日数が2日以下の場合</li> </ul> <p>【関係法令】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>育児・介護休業法施行規則第8条、第21条の2～第22条の2</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 (1) (略) (追加)</p> <p>【関係法令】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 育児介護休業法施行規則第8条</p> <p>(5) (略)</p>	法令改正による追加
7	3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	<p>【基本的考え方】</p> <p>(2) 雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置          事業主は、育児休業申出等が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施</li> <li>② 育児休業に関する相談体制の整備</li> <li>③ その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置</li> </ol> <p>【観点】</p> <p>2 雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置をしているか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) 育児・介護休業法第22条          (2) 育児・介護休業法施行規則第71条の2</p> <p>【評価事項】</p> <p>(1) 育児休業に関する研修等の措置がされていない。</p> <p>【評価】</p> <p>B</p>	(新設)	法令改正による追加

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
8	3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	【基本的考え方】 (3) (略)	【基本的考え方】 — (略)	番号追加による修正  2追加による番号修正
		【観点】 3 (略)	【観点】 2 (略)	
8	3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	(削除)	<p>【基本的考え方】</p> <p>(2) 勤務時間の短縮等の措置 (略)</p> <p>(3) 時間外労働の制限 (略)</p> <p>(4) 深夜労働の制限 (略)</p> <p>【観点】</p> <p>3 育児休業および勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) 育児・介護休業法第10条、第18条の8、第17条、第19条、第23条、第24条</p> <p>【評価事項】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>【評価】</p> <p>(略)</p>	介護休業と項目を統合するため削除

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
8	3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	<p>【基本的考え方】 (4) 育児休業の取得の状況の公表 常時雇用する労働者の数が千人を超える事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。</p> <p>【観点】 4 毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しているか。</p> <p>【関係法令等】 (1) 育児・介護休業法第22条の2 (2) 育児・介護休業法施行規則第71条の3、第71条の4</p> <p>【評価事項】 (1) 労働者の育児休業の取得の状況を公表していない。</p> <p>【評価】 B</p>	(新設)	法令改正による追加
8	3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	<p>【基本的考え方】 2 介護休業 _____(略)</p> <p>・ <u>申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員</u></p> <p>・ <u>1週間の所定労働時間が2日以下の従業員</u></p> <p>【観点】 <u>5</u> (略)</p>	<p>【基本的考え方】 2 介護休業 (1) _____(略)</p> <p>・ <u>その他合理的理由がある場合</u></p> <p>【観点】 <u>4</u> (略)</p>	文言整理

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
9	3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	<p>【基本的考え方】</p> <p>3 労働時間の制限等</p> <p>(1) 勤務時間の短縮等の措置</p> <p>① 3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについては、事業主は、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため、労働者の申出に基づき、1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務制度が義務付けられる。</p> <p>なお、労使協定により適用除外とした場合、以下の代替措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児休業の制度に準ずる措置</li> <li>・ フレックスタイム制</li> <li>・ 始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ</li> <li>・ 託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与</li> </ul> <p>② 要介護状態にある対象家族を介護する労働者については、事業主は、労働者が就業しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするため、次のいずれかの方法を講じる必要がある。介護休業とは別に利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短時間勤務制度</li> <li>・ フレックスタイム制</li> <li>・ 始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ</li> <li>・ 介護サービスを利用する場合の費用の助成その他これに準ずる制度。</li> </ul>	<p>【基本的考え方】</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 勤務時間の短縮等の措置 (新設)</p> <p>要介護状態にある対象家族を介護する労働者については、事業主は、労働者が就業しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするため、次のいずれかの方法を講じる必要がある。介護休業とは別に利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 短時間勤務制度</li> <li>② フレックスタイム制</li> <li>③ 始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ</li> <li>④ 介護サービスを利用する場合の費用の助成その他これに準ずる制度。</li> </ul>	育児休業と項目を統合するため修正
9	3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	<p>(2) 時間外労働の制限</p> <p>小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったとき又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。</p> <p>ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。(制限時間1月24時間、1年150時間)</p>	<p>(3) 時間外労働の制限</p> <p>要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。</p> <p>ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。(制限時間1月24時間、1年150時間)</p>	育児休業と項目を統合するため修正

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
9	3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	<p>(3) 深夜労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求した場合又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、午後10時から午前5時までの間において労働させてはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。</p>	<p>(4) 深夜労働の制限 要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、午後10時から午前5時までの間において労働させてはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。</p>	育児休業と項目を統合するため修正
9	3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	<p>【観点】 1 育児・介護休業および勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。</p> <p>【関係法令等】 (1) 育児・介護休業法第16条の8～第20条の2、第23条～24条</p> <p>【評価事項】 (1) 育児・介護休業および勤務時間の短縮等の措置を講じていない。</p>	<p>【観点】 5 介護休業および勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。</p> <p>【関係法令等】 (1) 育児・介護休業法第11条～第16条、第18条、第20条、第23条</p> <p>【評価事項】 (1) 介護休業および勤務時間の短縮等の措置を講じていない。</p>	番号の整理
9	3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	<p>【基本的考え方】 4 子の看護休暇 5 介護休暇 6 労働者の配置に関する配慮</p> <p>【観点】 2 (略) 3 (略) 4 (略)</p>	<p>【基本的考え方】 3 子の看護休暇 4 介護休暇 5 労働者の配置に関する配慮</p> <p>【観点】 6 (略) 7 (略) 8 (略)</p>	番号の整理
11	4 職員の状況 (1) 職員配置	<p>【関係法令等】 (1) 都条例第8条、第43条</p>	<p>【関係法令等】 (1) 都条例第43条</p>	法令改正による修正



改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
11	4 職員の状況 (1) 職員配置	<p>【基本的考え方】 2 (略) ※ 同一敷地内に設置されている社会福祉施設の職員の施設間の兼務を行うことができる。 ただし、直接保育に従事している職員は、その保育に支障がある場合は、この限りではない。</p>	<p>【基本的考え方】 2 (略) (追加)</p>	法令改正による修正
12	4 職員の状況 (1) 職員配置	<p>【基本的考え方】 4 保育士配置に係る特例について ① (略) ② 雇用すべき児童年齢別基準職員の資格の特例 ア 保健師又は看護師1人を、保育士とみなすことができる。 この場合において、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 イ (略)</p>	<p>【基本的考え方】 4 保育士配置に係る特例について ① (略) ② 雇用すべき児童年齢別基準職員の資格の特例 ア <u>乳児4人以上を入所させる保育所にあつては、保健師又は看護師1人を、保育士とみなすことができる。</u>  イ (略)</p>	法令改正による修正
12	4 職員の状況 (1) 職員配置	(削除)	<p>【基本的考え方】 5 (略)  【観点】 2 (略)  【関係法令等】 (1) (略)  【評価事項】 (1) (略)  【評価】 C</p>	法令改正による削除

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
18	10 建物設備等の管理 (1) 建物設備の状況	<p>【基本的考え方】</p> <p>3 規模及び構造の変更により、基準面積を下回ってはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児室又はほふく室は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡(有効面積)以上。</li> <li>・ 保育室又は遊戯室は満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡(有効面積)以上。</li> <li>・ 屋外遊戯場は満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上。</li> </ul> <p><u>※他の社会福祉施設(例えば児童発達支援事業所)が併設されている場合において、交流(インクルーシブ保育)を行う設備については、各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること。</u> (令和4年12月26日付厚生労働省事務連絡「保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について」)</p> <p>【関係法令等】 (1) 都条例第8条、41条 (削除)</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>3 規模及び構造の変更により、基準面積を下回ってはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児室又はほふく室は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡(有効面積)以上。</li> <li>・ 保育室又は遊戯室は満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡(有効面積)以上。</li> <li>・ 屋外遊戯場は満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上。</li> </ul> <p><u>なお、都条例附則第2項を適用する地域においては、年度の途中に満2歳に満たない乳幼児の年齢別定員の合計を超えて入所させる場合は、満2歳に満たない乳幼児1人につき2.5㎡以上とすることができる。</u></p> <p>【関係法令等】 (1) 都条例第41条、附則第2項 (2) 平成23年省令第112号 (3) 平成23年告示第314号</p>	経過措置期間の終了及び法令改正による修正
23	11 災害対策の状況 (8) 安全対策	<p>【関係法令等】 (1) 都条例第20条の3</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>【関係法令等】 (追加)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	法令改正による追加  (1) 追加による番号の修正

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
23	11 災害対策の状況 (8) 安全対策	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 安全計画            保育所は、児童の安全を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する保育所外での活動、取組等を含めた保育所での生活その他の日常生活における安全に関する、指導、職員の研修及び訓練その他保育所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に基づき必要な安全措置を講じなければならない。</p> <p>策定した安全計画について保育所は職員に周知し、研修や訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者等に対し、保育所での安全計画に基づく取り組み内容等を周知しなければならない。</p> <p>保育所は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>【観点】</p> <p>2 安全計画を策定しているか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) 都条例第20条の3</p> <p>【評価事項】</p> <p>(1) 安全計画を策定していない。</p> <p>【評価】</p> <p>C</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>(新設)</p>	法令改正による修正

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
23	11 災害対策の状況 (8) 安全対策	<p>【観点】 3 安全計画に定める研修及び訓練を定期的 に実施しているか。</p> <p>【評価事項】 (1) 安全計画に定める研修及び訓練を実施 していない。</p> <p>【評価】 C</p>	(新設)	法令改正による追加
23	11 災害対策の状況 (8) 安全対策	<p>【観点】 4 保護者に対し、安全計画に基づく取り組 みの内容について周知しているか。</p> <p>【評価事項】 (1) 保護者に対し、安全計画に基づく取り 組みの内容等について周知していない。</p> <p>【評価】 C</p>	(新設)	法令改正による追加

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
23	11 災害対策の状況 (8) 安全対策	<p><b>【基本的考え方】</b>  2 自動車を運行する場合の所在の確認  保育所は児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在の確認を行わなければならない。  参考「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（令和4年12月20日 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ編）」  ※安全装置設置の経過措置期間は令和6年3月31日まで  （可能な限り令和5年6月末までに設置することが望ましい。）  なお、経過措置期間内において安全装置が設置されるまでの間は、代替措置を講ずること。</p> <p><b>【観点】</b>  5 「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合している見落とし防止装置が設置されているか。</p> <p><b>【関係法令等】</b>  （1）都条例第20条の4第2項</p> <p><b>【評価事項】</b>  （1）送迎用バスに見落とし防止装置が設置されていない。</p> <p><b>【評価】</b>  C</p>	(新設)	法令改正による追加

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
23	11 災害対策の状況 (8) 安全対策	<b>【観点】</b> 6 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っているか。  <b>【評価事項】</b> (2) 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っていない。  <b>【評価】</b> C	(新設)	法令改正による追加

令和5年度 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
6	1 保育の状況 (8) 保育の体制 イ 保育士の配置	<p>【基本的考え方】 保育に直接従事する職員は、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、事務取扱要綱に定める計算式により算出し、いずれか多い方の員数とする。ただし、保育所の開所時間を通じて常時2人を下回ってはならない（児童がいない場合は、子保発0214第1号参照）。分園においても、入所児童の安全を確保する観点から常時2人以上の保育士を配置すること。 なお、現に登園している児童数に対する必要保育士の数が1名であり、かつ、常勤の保育士に加え、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認められる者を配置している場合を除く。 <u>延長保育事業を実施する場合は、東京都延長保育事業実施要綱（平成27年7月27日付27福保子保第511号）等に基づき、職員を配置する必要があることに留意すること。</u></p>	<p>【基本的考え方】 保育に直接従事する職員は、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、事務取扱要綱に定める計算式により算出し、いずれか多い方の員数とする。ただし、保育所の開所時間（<u>延長含む</u>）を通じて常時2人を下回ってはならない（児童がいない場合は、子保発0214第1号参照）。分園においても、入所児童の安全を確保する観点から常時2人以上の保育士を配置すること。 なお、現に登園している児童数に対する必要保育士の数が1名であり、かつ、常勤の保育士に加え、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認められる者を配置している場合を除く。</p>	文言修正
10	2 食事の提供の状況 (2) 食事計画と献立業務 ウ 給食材料の用意、保管	<p>【関係法令等】 (1)～(2) (略) (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](3) (4)～(6) (略)</p>	<p>【関係法令等】 (1)～(2) (略) (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第<u>1-1</u>[共通事項](3) (4)～(6) (略)</p>	関係法令等の修正
10	2 食事の提供の状況 (3) 食事の提供 ア 献立に基づく提供	<p>【観点】 2 食事の提供に関する記録（給食日誌、実施献立等）を作成しているか。  【関係法令等】 (1) 児発第471号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](4)</p>	<p>【観点】 2 食事の提供に関する記録（給食日誌、実施献立等）を作成しているか。  【関係法令等】 (1) 児発第471号通知別紙1-2(2)第<u>1-1</u>[共通事項](4)</p>	関係法令等の修正
10	2 食事の提供の状況 (3) 食事の提供 イ 児童の状況に応じた配慮	<p>【観点】 2 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮をしているか。  【関係法令等】 (1) 児発第471号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](5) (2)～(4) (略)</p>	<p>【観点】 2 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮をしているか。  【関係法令等】 (1) 児発第471号通知別紙1-2(2)第<u>1-1</u>[共通事項](5) (2)～(4) (略)</p>	関係法令等の修正
12	2 食事の提供の状況 (4) 衛生管理 ア 検便	<p>【関係法令等】 (1)～(10) (略) (11) 労働安全衛生規則第47条、<u>第51条</u></p>	<p>【関係法令等】 (1)～(10) (略) (11) 労働安全衛生規則第47条</p>	関係法令等の追加

令和5年度 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
13	2 食事の提供の状況 (4) 衛生管理 ウ 食中毒事故対策	<b>【関係法令等】</b> (1)～(8) (略) (9) 児発第471号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](6) (10) <u>社援施第65号通知</u>	<b>【関係法令等】</b> (1)～(8) (略) (9) 児発第471号通知別紙1-2(2)第 <u>1-1</u> [共通事項](6)	関係法令等追加及び修正
17	3 健康・安全の状況 (5) 疾病等への対応 イ 感染症	<b>【観点】</b> 2 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。  <b>【関係法令等】</b> (1) <u>保育所保育指針第3章1(3)</u>	<b>【観点】</b> 2 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。  <b>【関係法令等】</b>	関係法令等の追加
19～20	3 健康・安全の状況 (7) 児童の安全確保 ア 事故防止	<b>【基本的考え方】</b> 1 保育中の事故防止のために、子供の心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、 <u>送迎等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子供の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</u>  (対策例) (略) ・児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達等）や当日の子供の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。 ・過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。 ・ <u>クリスマスや年末年始、節分等の行事の際は、普段とは異なる内容・形態にて食事等の提供がなされていることを踏まえ、事故防止に万全を期すこと。</u> 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月 内閣府） <u>「食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について」（令和3年12月17日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）</u>	<b>【基本的考え方】</b> 1 保育中の事故防止のために、子供の心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子供の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。  (対策例) (略) ○児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達等）や当日の子供の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。 ー 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。	対策例の追加 文言修正



令和5年度 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
		<p>・園外保育時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の保育士等が対応する。</p> <p>(略)</p> <p>参考「保育所等での保育における安全管理の徹底について」(令和元年5月10日付内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」(令和3年8月25日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>・プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導體制の確保と緊急時への備えを徹底する。</p> <p>・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。</p> <p>参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)</p>	<p>○園外保育時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の保育士が対応する。</p> <p>(略)</p> <p>参考 「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」(令和3年8月25日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>○プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導體制の確保と緊急時への備えを徹底する。</p> <p>―・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。</p> <p>参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)</p> <p>「保育所等での保育における安全管理の徹底について」(令和元年5月10日付内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p>	

令和5年度 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
21	3 健康・安全の状況 (7) 児童の安全確保 ア 事故防止	<p>【基本的考え方】 3 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により、児童の所在を確認しなければならない。</p> <p>【観点】 7 自動車への乗降車時に、園児の所在を確認しているか。</p> <p>【関係法令等】 (1) 都条例第20条の4第1項</p> <p>【評価事項】 (1) 自動車への乗降車の際に、児童の所在確認をしていない。 (2) 自動車への乗降車の際に、児童の所在確認が不十分である。</p> <p>【評価】 C B</p>	(新設)	条例改正による追加

令和5年度 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（会計経理）

改正基準(案) の該当ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
2	II 共通（社会福祉法人とそれ以外の者）の会計経理 1 委託費の弾力運用 (2) 積立資産 イ 積立資産の目的外使用	<b>【観点】</b> 4 同一の設置者が設置する当該保育所以外の施設・事業等に係る経費に充当する場合、その充当対象施設はそれぞれ都内に所在する施設及び事業並びに都外所在の都民対象施設に限られているか。  <b>【関係法令等】</b> 4 都第3496号通知 1  <b>【評価事項】</b> 4 都内に所在する施設及び事業並びに都外所在の都民対象施設以外に充当されている。  <b>【評価】</b> C	(新設)	通知に合わせて項目追加
4	II 共通（社会福祉法人とそれ以外の者）の会計経理 2 当期末支払資金残高 (2) 前期末支払資金残高の取崩しの処理	<b>【観点】</b> 4 同一の設置者が設置する当該保育所以外の施設・事業等に係る経費に充当する場合、その充当対象施設はそれぞれ都内に所在する施設及び事業並びに都外所在の都民対象施設に限られているか。  <b>【関係法令等】</b> 4 都第3496号通知 2  <b>【評価事項】</b> 4 都内に所在する施設及び事業並びに都外所在の都民対象施設以外に充当されている。  <b>【評価】</b> C	(新設)	通知に合わせて項目追加